

旅客営業規則新旧対照表

(下線は変更部分を示す)

改正前	改正後
第1条～第7条 略 (車内持込み禁止品) 第8条 旅客は、前条の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表1に掲げる<u>もの</u> (2)～(8) 略 (手回り品の保管及び検査) 第9条 手回り品は旅客において保管の責任を負うものとする。 2 手回り品が第7条及び第8条の規定に違反する疑いがあるときは、<u>その旅客立会いのうえ</u>、内容について検査することがある。 以下 略	第1条～第7条 略 (車内持込み禁止品) 第8条 旅客は、前条の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表1に掲げる<u>危険品</u> (2)～(8) 略 (手回り品の保管及び検査) 第9条 手回り品は旅客において保管の責任を負うものとする。 2 手回り品が第7条及び第8条の規定に違反する疑いがあるとき <u>又は第8条第1号若しくは第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他駅又は車内の保安上の理由があるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容について検査することがある。</u> <u>3 旅客に対し、前項の検査のための協力を求めることがある。</u> <u>4 旅客は、前2項の規定による協力の求めに応じたことによつて、列車に乗車できないとき（第7条及び第8条に違反する物品を所持していた場合を除く。）は、第131条第1項第1号、第</u>

	<u>2号及び第3号のいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</u> <u>5 第131条第3項の規定は、前項に規定する場合について準用する。</u> <u>6 旅客は、第2項の検査若しくは第3項の協力の求めに応じないとき又は第7条若しくは第8条の規定に違反する物品を持ち込んだことが判明したときは、前途の乗車をする事ができない。検査後の指示に従わない場合も同様とする。</u> <u>7 前項に規定する場合において、旅客に対し、駅又は車内からの退去を求めることがある。</u> 以下 略 <u>附 則</u> <u>この規則は、2021年7月1日から施行する。</u>
--	--